

市民の皆様へ

高齢者や障がい者の方々を災害時に支援するための

# 避難行動要支援者名簿制度

について

～ 自助・共助・公助の連携による支援体制づくり ～

豊田市では、災害時に自力での避難がむずかしいと思われる方々（避難行動要支援者）の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

災害時には行政が可能な限り公的支援（公助）を行いますが、それだけでは限界があります。災害を乗り越えるためには、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分で行う（自助）とともに、地域の助け合い（共助）が大切です。

この制度の趣旨にご理解いただき、地域の方々や要支援者の方々が安心して暮らせる地域づくりにご協力いただきますようお願いいたします。



★豊田市

# 1 対象となる人は？

避難行動要支援者とは、災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる方です。

豊田市では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。



**在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方  
(施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く)**

- ①ひとり暮らし高齢者等登録者
- ②介護保険における要介護3～5の認定者
- ③豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- ⑤上記に準ずる者で登録を希望するもの



\*⑤で登録を希望する場合は、「名簿登録依頼書」(市役所で配布又は市ホームページに掲載)を記入後に、市に提出してください。

# 2 名簿の内容は？

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成します。

- ①住所、②氏名、③生年月日、④性別、⑤電話番号、⑥緊急連絡先
- ⑦避難支援を必要とする理由(介護度、障がいの部位など)

# 3 名簿の提供先は？

避難行動要支援者の方々が災害時の避難等の際に可能な限り地域で支援が受けられるよう、対象者本人の同意を得た上で、市が日頃から名簿を以下の方々へ提供します。

【提供先(避難支援等関係者)】

自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター(65歳以上の方のみ)、消防団、警察(豊田市地域防災計画で定める避難支援等関係者)

日頃から出す名簿については、情報提供について同意された方の名簿のみとなりますが、緊急時には命を守ることを最優先とし、不同意の方の名簿も関係機関へ情報提供することがあります。(※ただし、必ずしも支援が約束されるものではありません)



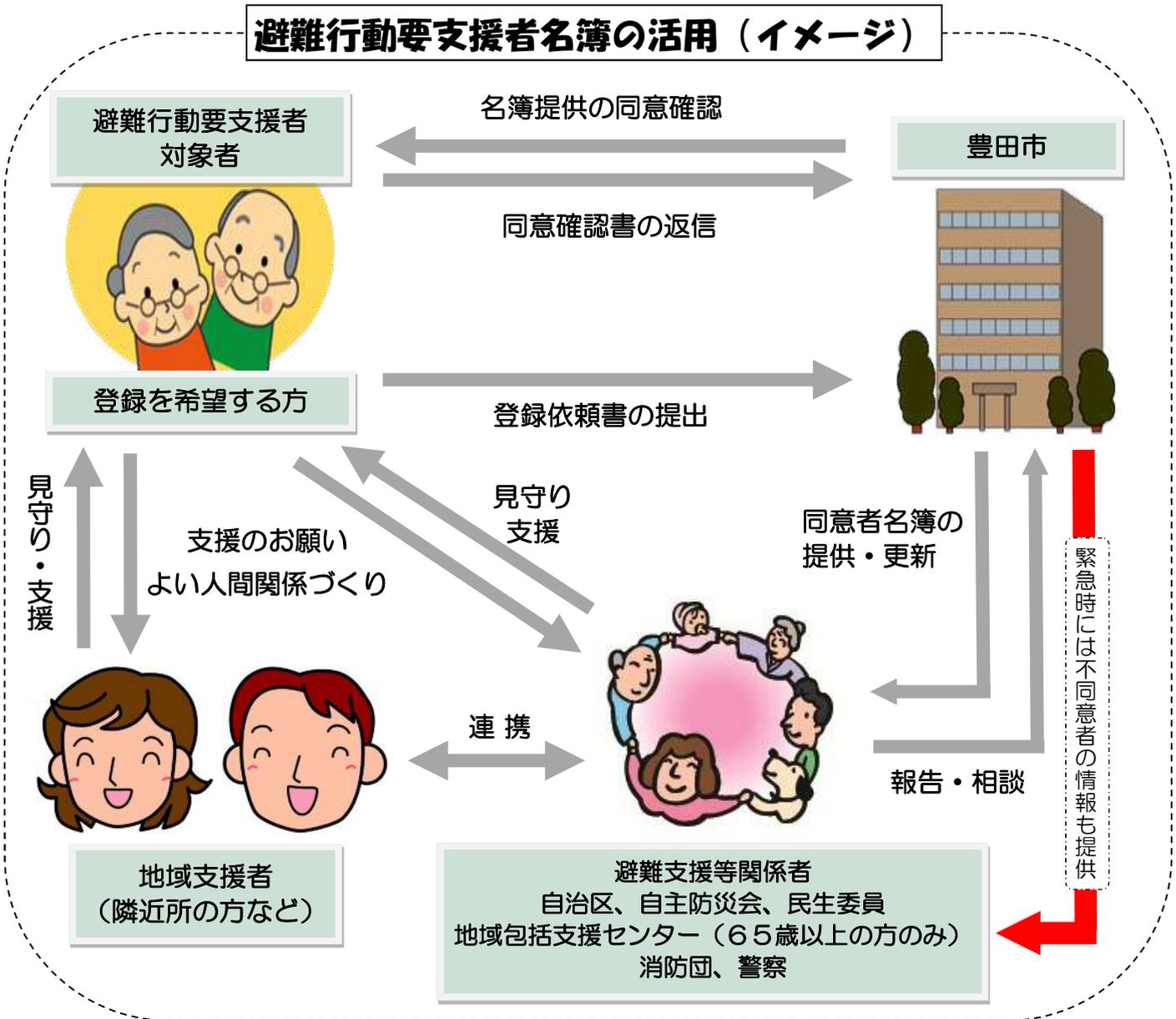
## 4 個人情報の取り扱いとは？

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には市が個人情報の取り扱い説明を実施します。

## 5 名簿を活用した支援とは？

同意していただいた方の名簿情報を自治区等に提供することで、日頃の見守りや地域の支援体制づくり、災害時の避難誘導等に活用します。

### 避難行動要支援者名簿の活用（イメージ）



## 6 地域支援者とは？（隣近所の助け合い「近助」）

地域支援者とは、要支援者への普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した時に、情報を伝えたり、一緒に避難する等の支援に心がけていただく方です。

しかし、決して責任を伴うものではありません。普段からよい近所付き合いに心がけ、自分の命、家族の命を最優先として、可能な範囲で支援をお願いするものです。



# 災害に備えて

(豊田市防災基本条例の基本理念)

## 市民一人ひとりの災害への取組

### 自助

災害時に、市民一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、平時から準備や心構えをしておく。(家具の転倒防止・避難路の確認・非常持出品の準備など)



### 共助

近所の交流や避難訓練などを通じて、地域の防災体制を構築しておく。  
災害時には、できる範囲で要支援者やケガをしている人などの避難を支援する。



### 地域の取組

### 公助

避難行動要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行う。  
災害時には、市役所、消防、警察などにより救助活動や支援物資の提供などを行う。



### 行政機関の取組

制度に関することのお問い合わせ

豊田市 福祉部 よりそい支援課

TEL 34-6791 FAX 33-2940

(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)